

## 千曲市ボランティア・市民活動交流センター設置規程

(設置)

第 1 条 この規程は、地域福祉の推進を目指すとともにボランティア・市民活動の主体性を尊重して、その活動の推進を図るため千曲市ボランティア・市民活動交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	千曲市ボランティア・市民活動交流センター
位置	千曲市上山田温泉四丁目 5 番地 1

(開館時間)

第 3 条 利用することができる時間は、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、千曲市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 4 条 休館日については、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 土曜日、日曜日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

(利用者の遵守事項)

第 5 条 利用者は、次の事項について遵守する。

- (1) 騒音、大声等を発することなど他の利用者の迷惑をかけること。
- (2) 備品、機材等を丁寧に取り扱い、破損 汚損又は滅失しないこと。
- (3) 利用後の清掃、防火に努めること。

(登録及び利用)

第 6 条 センターを利用する者は登録者でなければならない。

- 2 登録については、登録申請書（様式 1）により申請しなければならない。
- 3 センターを利用する場合は、予め申請書（様式 2）を提出しなければならない。
- 4 申請に対し、会長は利用の許可、不許可の決定をしなければならない。

(適正な運営)

第 7 条 適正な運営を図るため、適宜、センター運営委員会の意見を聴くものとする。

(損害賠償)

第 8 条 利用者は、センター内の器材等について、破損、滅失等の損害をした場合は、速やかに会長へ申し出なければならない。

- 2 損害については、利用者の責任において賠償するものとする。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

